



介護保険 情報コーナー

平成28年8月から

食費・部屋代の負担軽減の見直しについて

- 介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、ご本人による負担が原則ですが、低所得者の方については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。
- 自宅で暮らす方、保険料を負担する方、老齢年金を受給している方との公平性を更に高めるため、食費・部屋代の負担軽減措置の利用者負担段階の判定に、非課税年金（遺族年金・障害年金）も含めるよう制度が改正されます。

Q どのような改正が行われるのですか？

A ○現在、世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市町村民税が非課税であって、年金収入等が80万円以下の方で一定額以上の預貯金等をお持ちでない方は、食費・部屋代について、利用者負担段階第2段階の負担をいただいています。

○食費・部屋代の利用者負担段階の判定に用いる収入には、現在は課税年金（老齢年金 など）収入のみが対象になっておりますが、平成28年8月からは非課税年金（遺族年金と障害年金）収入も含めて判定することになります。

このことにより、現在、利用者負担段階が第2段階である方のうち、非課税年金を一定額受給されている場合には、利用者負担段階が第3段階になる場合があります。

（参考）利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	対象者		負担限度額（日額）		
			部屋代		食費
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方 	かつ、預貯金等が単身で1,000万円未満で2,000万円以下	多床室	0円	300円
第2段階			<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方 	従来型個室	
	ユニット型準個室	490円			
	ユニット型個室	820円			
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方 	新設	多床室	370円	390円
			従来型個室	(特養等) 420円 (老健・療養等) 490円	
			ユニット型準個室	490円	
			ユニット型個室	820円	
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の方 		多床室	370円	650円
			従来型個室	(特養等) 820円 (老健・療養等) 1,310円	
			ユニット型準個室	1,310円	
			ユニット型個室	1,310円	
			負担限度額なし		